

令和3年3月31日

## 人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第11の2 介護補償関係 1～3 （略） 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。 (1) 介護を要する状態の区分が	第11の2 介護補償関係 1～3 （略） 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。 (1) 介護を要する状態の区分が

規則 16—0 第 28 条の 2 の表常時介護を要する状態の項に該当する場合 (2)において「常時介護を要する場合」という。)において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (2)に掲げる場合を除く。)

その月における介護に要する費用として支出された額 (その額が 171,650 円 を超えるときは、171,650 円)

- (2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 73,090 円 以下であるときに限る。) 73,090 円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出

規則 16—0 第 28 条の 2 の表常時介護を要する状態の項に該当する場合 (2)において「常時介護を要する場合」という。)において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (2)に掲げる場合を除く。)

その月における介護に要する費用として支出された額 (その額が 166,950 円 を超えるときは、166,950 円)

- (2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 72,990 円 以下であるときに限る。) 72,990 円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出

された額)

(3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合(4)において「随時介護を要する場合」という。)において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(4)に掲げる場合を除く。)

その月における介護に要する費用として支出された額(その額が85,780円を超えるときは、85,780円)

(4) (略)

5～9 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分(国の機関)

実施機関	組織区分
内閣府	(略)
	知的財産戦略推進事務局
	科学技術・イノベーション推進事務局
	健康・医療戦略推

された額)

(3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合(4)において「随時介護を要する場合」という。)において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(4)に掲げる場合を除く。)

その月における介護に要する費用として支出された額(その額が83,480円を超えるときは、83,480円)

(4) (略)

5～9 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分(国の機関)

実施機関	組織区分
内閣府	(略)
	知的財産戦略推進事務局

	進事務局		
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

以 上